

亀山市公告第81号

亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成18年亀山市条例第34号）第5条の規定により、令和7年度公共下水道事業受益者負担金の賦課対象区域を次のとおり定めたので、同条の規定により公告する。

令和6年12月26日

亀山市長 櫻井 義之

阿野田町字城脇、阿野田町字辰己谷、阿野田町字二本松、安知本町字東蔵瀬古、安知本町字西蔵瀬古、田茂町字西蔵瀬古、天神三丁目、天神四丁目、小下町、野村一丁目、太森町字大野、川崎町字金瀬、川崎町字瀬違、川崎町字梶屋敷、川崎町字下垣内、川崎町字上垣内及び能褒野町字能褒野のうち公共下水道が使用できる区域